

# 柔道整復施術療養費の請求について

令和6年1月

北海道国民健康保険団体連合会

## はじめに

柔道整復施術療養費支給申請書様式、記載要領等については、法令、厚生労働省通知等に基づき作成しています。

地方厚生(支)局長及び都道府県知事と受領委任の取扱いに係る契約を締結した施術所、協定を締結した柔道整復師会の会員である施術所の国民健康保険及び後期高齢者医療に係る支給申請書の提出先は、国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)です。

受領委任の契約等を締結していない施術所については取扱い外です。

## 目次

○ 請求について	・・・・・・・・	P 1
○ 総括票(Ⅰ)(Ⅱ)に関するもの(北海道独自様式)	・・・・・・・・	P 1
○ 柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅰ)関係	・・・・・・・・	P 2
○ 柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅱ)関係	・・・・・・・・	P 3
○ 後期高齢者医療療養費総括票(Ⅱ)関係	・・・・・・・・	P 4
○ 保険種別・給付割合欄の取扱いについて	・・・・・・・・	P 5
○ 札幌市の取扱いについて	・・・・・・・・	P 6
○ 総括票(Ⅰ)(Ⅱ)及び申請書の提出方法及び 編綴方法について	・・・・・・・・	P 7
○ 国民健康保険保険者番号一覧	・・・・・・・・	P 8
○ 後期高齢者医療保険者番号一覧	・・・・・・・・	P 9

## ○請求について

- (1) 国保連合会と審査事務の委託契約を行っている市町村、広域連合及び国保組合の下記について取り扱う。
  - ① 北海道の国民健康保険被保険者(北海道の国保組合含む。)
  - ② 北海道後期高齢者医療被保険者
- (2) 申請書は、1ヶ月分(1日から月末までの施術分)をまとめ、原則施術月の翌月10日までに国保連合会に到着するように提出する。
- (3) 申請書には、施術機関コードを記載する。初めて申請書を提出する場合、登録記号番号が変更になった場合(施術機関コードが変更となる。)等、不明な場合は記入しない。(所属する会が変わり振込先が変更になる場合等も施術機関コードが変更になる場合があるので、そのような場合は、国保連合会へ確認する。)
- (4) 厚生労働省が示す施術料金による。
- (5) 公費負担医療は、国保連合会で取り扱いできないので、申請書に公費負担者番号及び受給者番号記入しない。

## ○総括票(Ⅰ)(Ⅱ)に関するもの(北海道独自様式)

### 施術機関コードごとに作成する。

- (1) 柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅰ)の記載について(P2参照)
  - ① 総括票(Ⅰ)は、施術所(施術機関コード)ごとに1枚作成する。
  - ② 施術機関コードは、国保連合会が付番した10桁のコードの下7桁を記入する。
  - ③ 請求者欄には登録記号番号、所在地、名称及び柔道整復師氏名を記入する。
  - ④ 国民健康保険等用の欄は、請求分を集計する。
- (2) 柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅱ)の記載について(国保分)(P3参照)
  - ① 総括票(Ⅱ)は、保険者ごとに、それぞれ1枚作成する。
  - ② 月遅れ請求分・返戻再請求分も含めて編綴し、集計する。
  - ③ 施術機関コード、登録記号番号、所在地、名称及び柔道整復師氏名を記入する。
  - ④ 施術機関コードは、国保連合会が付番した10桁のコードの下7桁を記入する。
  - ⑤ 保険者コード6桁を記入する。(P8参照)
  - ⑥ 保険者名(市町村名または国保組合名)を記入する。

### ≪札幌市分の取扱いについて(P6参照)≫

- ① 総括票(Ⅱ)は区ごとに作成する。
- ② 保険者コードは、各区の保険者番号を記入する。(支給申請書の保険者番号欄への記載も、各区の番号を用いる。)
- ③ 保険者名は、各区まで記入する。(例:札幌市中央区)

- (3) 後期高齢者医療療養費総括票(Ⅱ)の記載について(P4参照)

- ① 総括票(Ⅱ)は、保険者の北海道後期高齢者医療広域連合への請求として、1枚を作成する。
- ② 月遅れ請求分・返戻再請求分も含めて編綴し、集計する。
- ③ 施術機関コード、登録記号番号、所在地、名称及び柔道整復師氏名を記入する。
- ④ 施術機関コードは、国保連合会が付番した10桁のコードの下7桁を記入する。
- ⑤ 広域連合コードは、北海道後期高齢者医療広域連合の保険者番号(8桁)を記入する。(支給申請書の保険者番号欄への記入は、被保険者証に記載の各々の番号を用いる。)(P9参照)

北海道後期高齢者医療広域連合の保険者番号

39010004

### ≪北海道独自様式の使用について≫

総括票(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、北海道国民健康保険団体連合会の独自様式です。本会への提出にあたっては、独自様式を活用していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

他の都府県国保連合会・保険者への請求には、使用しないでください。

なお、本取扱については、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知)の別添1「協定書」第4章の27等及び別添2「受領委任の取扱規定」第4章の27等に基づくものです。

### 【参考】

○別添1「協定書」第4章の27(申請書の送付)

27丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付すること。

丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、29日より国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、丁単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)へ送付すること。

※丁:丙を経由して登録された当該会員、丙:公益社団法人〇〇都道府県柔道整復師会長  
※様式第6号:柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅰ)、様式第7号:柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅱ)

○別添2「受領委任の取扱規定」第4章の27

27 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、29日より国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)へ送付すること。

※様式第6号:柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅰ)、様式第7号:柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅱ)

○ 柔道整復施術療養費支給申請総括票（I）関係

**様式第6号**  
**柔道整復施術療養費支給申請総括票（I）**

令和 年 月 施術分  
 (請求者) 登録記号番号 施術機関コード  
 所在地  
 名称  
 柔道整復師氏名

保 険 者 名 等	本 人		家 族		計	
	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額

(通信欄)

**国民健康保険等用**

区 分	件 数	費 用 額
国 民 健 康 保 險 等 用 (25) 一般被保険者		
(67) 退職者		
(39) 後期高齢者医療		

※ 柔道整復施術療養費支給申請総括票（I）については、北海道国民健康保険団体連合会の独自様式を使用する。

※ 施術所(施術機関コード)ごとに1枚作成する。

- ・施術機関コード  
 国保連合会が付番した10桁のコードの下7桁のコードを記入する。  
 初めて申請書を提出する場合、登録記号番号が変更になった場合(施術機関コードが変更となる。)等、不明な場合は未記入でよい。
  - ・施術年月  
 施術年月を記入する。(月遅れ分が混在する場合は、主とする施術年月とする。)
  - ・登録記号番号  
 施術管理者に付番されている番号を記入する。
  - ・所在地  
 厚生局に届け出た所在地を記入する。
  - ・名称  
 厚生局へ届け出た名称を記入する。
  - ・柔道整復師氏名  
 施術管理者の氏名を記入する。
  - ・保険者名等  
 保険者名を記入する。  
 札幌市については、区ごとに記入する。  
 ※1枚で足りないときは、複数枚で記入してもよい。  
 ただし、この場合においても、合計は1枚目に記入する。
  - ・件数、費用額  
 申請書件数と10割金額の合計を記入する。
  - ・国民健康保険等用  
 法別ごとに件数及び費用額を集計し記入する。
- ※ 左記の国民健康保険等用の欄に集計した場合は、上段の保険者別の記入を省略可とする。

○ 柔道整復施術療養費支給申請総括票（Ⅱ）関係

※ 柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅱ)については、北海道国民健康保険団体連合会の国民健康保険用の独自様式を使用する。

- ・施術機関コード  
国保連合会が付番した10桁のコードの下7桁のコードを記入する。  
初めて申請書を提出する場合、登録記号番号が変更になった場合(施術機関コードが変更となる。)等、不明な場合は未記入でよい。
- ・施術年月  
施術年月を記入する。(月遅れ分が混在する場合は、主とする施術年月とする。)
- ・保険者コード  
6桁の保険者コードを記入する。(右づめ)
- ・保険者名  
市町村名または国保組合名を記入する。  
(札幌市は〇〇区まで記入する。)
- ・登録記号番号  
施術管理者に付番されている番号を記入する。
- ・所在地  
厚生局へ届け出た所在地を記入する。
- ・名称  
厚生局へ届け出た名称を記入する。
- ・柔道整復師氏名  
施術管理者の氏名を記入する。

《柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅱ)の集計方法について》  
療養費支給申請書の保険種別ごとにそれぞれ件数、費用額、請求金額を集計する。

- ・療養費支給申請書の前期高齢者(70歳～74歳)  
(4国・8高一)は「08 70歳以上一般・低所得者」欄に集計する。  
(4国・0高7)は「07 70歳以上一般・7割」欄に集計する。
- ・療養費支給申請書の一般被保険者  
(4国・2本人または6家族)は「25 一般被保険者・7割」欄に集計する。
- ・療養費支給申請書の未就学者  
(4国・4六歳)は「03 6歳」欄に集計する。
- ・療養費支給申請書の退職者本人  
(5退・2本人)は「63 本人」欄に集計する。
- ・療養費支給申請書の退職者家族  
(5退・6家族)は「65 被扶養者」欄に集計する。
- ・療養費支給申請書の退職者未就学者  
(5退・4六歳)は「61 6歳」欄に集計する。

※過誤返戻分・月遅れ請求分も含めて集計する。

様式第7号-1

柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅱ)

施術機関コード \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 施術分別添の支給申請書のとおり請求します。

保険者コード					

(請求者) 登録 記号 番号  
所 在 地  
名 称  
柔道整復師氏名

保険者名: \_\_\_\_\_ 殿

区 分	件 数	費 用 額	請求金額
国民健康保険 政府健康保険 管 掌	08 70歳以上一般 低所得者	請求 ※決定	
	07 70歳以上一般 7割	請求 ※決定	
	25 一般 被 保 険 者 被 扶 養 者 被 保 険 者 養 険 者	請求 7割	
		※決定 7割	
25 03 6 歳	請求 ※決定		
退 職 者	63 本 人	請求 ※決定	
		請求 ※決定	
	65 被 扶 養 者	請求 ※決定	
		請求 ※決定	

区 分	件 数	費 用 額	区 分	件 数	費 用 額
※ 返 戻	事前分	8割	※誤算	8割	
		7割		7割	
	保険者	8割	※増減	8割	
		7割		7割	

注 1. 保険者コード欄は必ず記載すること。2. 本総括票は、保険者毎の申請書をまとめ、区分に従い集計し、左上をとること。  
3. 本総括票は、保険者毎に1枚添付する。従って毎月の遅れい分申請書についても別に総括票を添付せず当月分に含めて集計すること。  
4. ※印の欄は記入しないこと。

○ 後期高齢者医療療養費総括票（Ⅱ）関係

様式第7-2

**後期高齢者医療療養費総括票（Ⅱ）**

令和 年 月 日 施術分下記のとおり請求する。  
令和 年 月 日 提出

施術機関コード

広域連合コード							
3	9	0	1	0	0	0	4

(請求者) 登録記号番号

所在地

名称

柔道整復師氏名

**北海道** 後期高齢者医療  
広域連合 殿

区 分		件 数	施術日数	施術料金
後期高齢者医療	請求	後期高齢一般・低所得		
		後期高齢7割		
※決定		後期高齢一般・低所得		
		後期高齢7割		

(注) 本請求書は、後期高齢者医療療養費支給申請書をまとめ、1枚添付のうえ負担区分に従い集計し左上を綴じること。

※ 後期高齢者医療療養費総括票(Ⅱ)については、北海道国民健康保険団体連合会の独自様式を使用する。

- ・施術機関コード  
国保連合会が付番した10桁のコードの下7桁のコードを記入する。  
初めて申請書を提出する場合、登録記号番号が変更になった場合(施術機関コードが変更となる。)等、不明な場合は未記入でよい。
- ・施術年月  
施術年月を記入する。(月遅れ分が混在する場合は、主とする施術年月とする。)
- ・提出年月日  
提出年月日を記入する。
- ・広域連合コード  
北海道後期高齢者医療広域連合の統一コード8桁「39010004」を記入する。
- ・保険者名  
「北海道後期高齢者医療広域連合」と記入する。
- ・登録記号番号  
施術管理者に付番されている番号を記入する。
- ・所在地  
厚生局へ届け出た所在地を記入する。
- ・名称  
厚生局へ届け出た名称を記入する。
- ・柔道整復師氏名  
施術管理者の氏名を記入する。

《後期高齢者医療療養費総括票(Ⅱ)の集計方法について》

申請書の区分ごとにそれぞれ件数、施術日数、施術料金を集計する。

- ・療養費支給申請書の後期高齢者  
(6後期・8高一)は、8割と9割分を合わせて「後期高齢一般・低所得」欄に集計する。  
(6後期・0高7)は、「後期高齢7割」欄に集計する。
- ・過誤返戻分・月遅れ請求分も含めて集計する。

○ 保険種別・給付割合欄の取扱いについて

1. 国保一般の場合(本人)

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

2. 国保一般の場合(家族)

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

3. 国保未就学者の場合

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

4. 退職者本人の場合

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

5. 退職者家族の場合

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

6. 退職未就学者の場合

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

- ・ 保険種別、単併区分、本家区分及び給付割合欄は、該当する区分番号を○で囲む。
- ・ 単併区分欄について、北海道においては「1.単独」のみ使用する（公費負担医療は国保連合会での取扱いなし。）。

7. 前期高齢者(70歳～74歳)の場合の一般・低所得者の場合 (8割)

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

8. 前期高齢者(70歳～74歳)の場合の現役並み所得者の場合 (7割)

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

9. 後期高齢者の一般・低所得者の場合 (8・9割)

「8」又は「9」の該当する方に「○」を付ける。

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

10. 後期高齢者の現役並み所得者の場合 (7割)

保険種別	1.協	2.組	3.共		単併区分	1.単独	2.本人	8.高一	給付割合	10・9
	4.国	5.退	6.後期			2.2併	4.六歳			
						3.3併	6.家族		8	7

○ 札幌市の取扱いについて

(様式第5号)  
柔道整復施術療養費支給申請書  
令和 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード		保険者番号		014019	
記号・番号							
公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①	1. 高齢	2. 本人	3. 共済	4. 六歳	5. 単独	6. 一
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②	7. 併	8. 高	9. 後期	0. 高	10. 併	11. 併
合計		1	5	0	0	0	円
一部負担金							円
請求金額							円

(様式第5号)  
柔道整復施術療養費支給申請書  
令和 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード		保険者番号		014019	
記号・番号							
公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①	1. 高齢	2. 本人	3. 共済	4. 六歳	5. 単独	6. 一
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②	7. 併	8. 高	9. 後期	0. 高	10. 併	11. 併
合計		2	0	0	0	0	円
一部負担金							円
請求金額							円

(様式第5号)  
柔道整復施術療養費支給申請書  
令和 年 月 分

都道府県番号		施術機関コード		保険者番号		014019	
記号・番号							
公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①	1. 高齢	2. 本人	3. 共済	4. 六歳	5. 単独	6. 一
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②	7. 併	8. 高	9. 後期	0. 高	10. 併	11. 併
合計		1	5	0	0	0	円
一部負担金							円
請求金額							円

◇ 札幌市の取扱いについて

- 療養費支給申請書に記載する保険者番号について  
被保険者証に記載の保険者番号(各区番号)を記載する。
- 療養費支給申請総括票(Ⅱ)の取扱いについて  
各区ごとに療養費支給申請書を取りまとめ、各区ごとに療養費支給申請総括票(Ⅱ)を添付する。
- 集計について  
各区ごとに療養費支給申請書を法別ごとに集計し、療養費支給申請総括票(Ⅱ)に記載する。

柔道整復施術療養費支給申請総括票(Ⅱ)

施術機関コード

令和 年 月 施術分別添の支給申請書のとおり請求します。

保険者コード	
014019	

(請求者) 登録 記号 番号

所 在 地

名 称

柔道整復師氏名

保険者名： 札幌市 中央区 殿

区 分	件 数	費 用 額	請求金額
国民健康保険 政府管掌	08 70歳以上一般 低所得者	請求 1,500 ※決定	1,200
	07 70歳以上一般 7割	請求 2,000 ※決定	1,400
被保者 被保者	25 一般 被保者	請求 1,500 7割 7割	1,050
	03 6歳	請求 ※決定	



○ 総括票（Ⅰ）（Ⅱ）及び申請書の提出方法及び編綴方法について

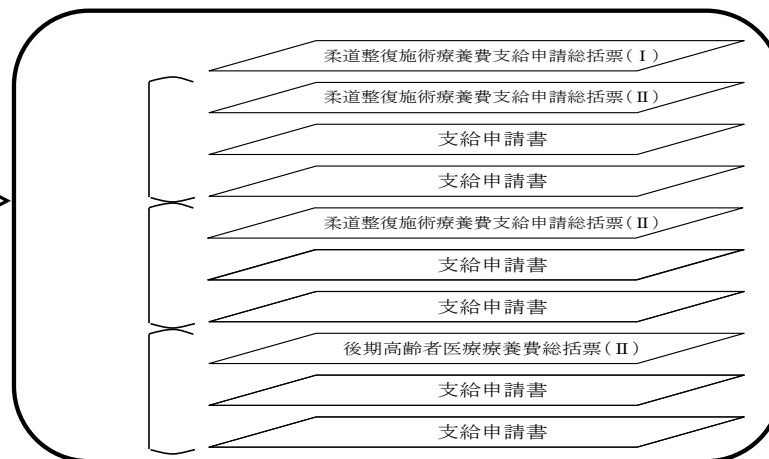
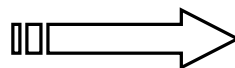
○総括票（Ⅰ）（Ⅱ）及び支給申請書の提出方法等について

《柔道整復施術療養費支給申請総括票（Ⅰ）》  
 施術所単位で作成し、1番上に置く。

《柔道整復施術療養費支給申請総括票（Ⅱ）》

《後期高齢者医療療養費総括票（Ⅱ）》

- ・ 保険者ごとに、総括票（Ⅱ）を作成し、それぞれ申請書を綴じる。
- ・ 札幌市国保（区の順番）、国保保険者番号順、後期高齢者医療広域連合の順番に重ねる。



○総括票（Ⅱ）及び支給申請書の編綴方法について

[ 国民健康保険（保険者単位に編綴） ]

《国民健康保険療養費総括票（Ⅱ）》

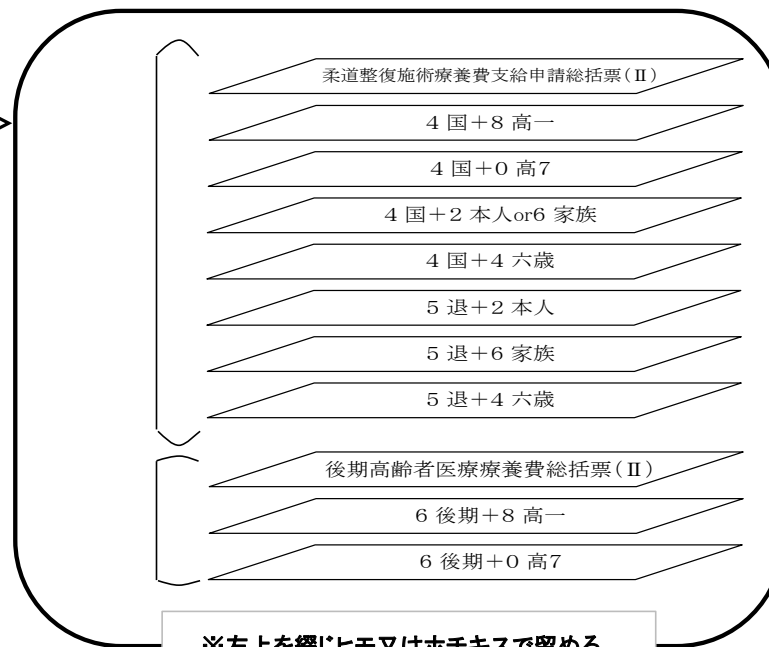
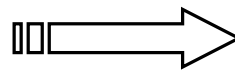
- 前期高齢者分支給申請書8割（4国+8高一）
- 前期高齢者分支給申請書7割（4国+0高7）
- 国保分支給申請書（4国+2本人・4国+6家族）
- 国保未就学者分支給申請書（4国+4六歳）
- 退職本人分支給申請書（5退+2本人）
- 退職家族分支給申請書（5退+6家族）
- 退職未就学者分支給申請書（5退+4六歳）

[ 後期高齢者医療（市町村すべてを取りまとめ編綴） ]

《後期高齢者医療療養費総括票（Ⅱ）》

- 後期高齢者分支給申請書8・9割（6後期+8高一）
- 後期高齢者分支給申請書7割（6後期+0高7）

※ 過誤返戻分・月遅れ請求分の療養費支給申請書について  
 当月分と併せて1枚の総括票（Ⅱ）に編綴する。



※左上を綴じヒモ又はホチキスで留める。

# 国民健康保険保険者番号一覧

◎各保険者番号の頭に「01」が入ります。

令和6年1月1日現在

保険者名	保険者番号	検証番号	保険者名	保険者番号	検証番号	保険者名	保険者番号	検証番号	保険者名	保険者番号	検証番号	保険者名	保険者番号	検証番号	保険者名	保険者番号	検証番号
<b>市</b>			富良野市	0298		岩内町	0942		美深町	1361		壮警町	1833		<b>根室振興局</b>		
札幌市			登別市	0306		※泊村	0959		音威子府村	1379		白老町	1841		別海町	2278	
(中央区)	4019		恵庭市	0314		※神恵内村	0967		中川町	1387		安平町	1866		中標津町	2286	
(北区)	4027		伊達市	0322		※積丹町	0975		<b>留萌振興局</b>			厚真町	1874		標津町	2294	
(東区)	4035		北斗市	0348		※古平町	0983		増毛町	1395		むかわ町	1882		羅臼町	2302	
(白石区)	4043		北広島市	0512		※仁木町	0991		小平町	1403		<b>日高振興局</b>					
(豊平区)	4050		石狩市	0520		余市町	1007		苫前町	1411		平取町	1916		<b>国保組合</b>		
(南区)	4068		<b>石狩振興局</b>			※赤井川村	1015		羽幌町	1429		日高町	1924		道歯科医師	3011	
(西区)	4076		当別町	0538		<b>空知総合振興局</b>			初山別村	1437		新冠町	1932		道薬剤師	3029	
(厚別区)	4084		新篠津村	0546		南幌町	1049		遠別町	1445		新ひだか町	1940		道医師	3037	
(手稲区)	4092		<b>渡島総合振興局</b>			*奈井江町	1056		天塩町	1452		浦河町	1965		道建設	3045	
(清田区)	4100		松前町	0579		*上砂川町	1064		<b>宗谷総合振興局</b>			様似町	1973				
			福島町	0587		由仁町	1072		幌延町	1460		えりも町	1981				
函館市	0025		知内町	0595		長沼町	1080		猿払村	1478		<b>十勝総合振興局</b>					
小樽市	0033		木古内町	0603		栗山町	1098		浜頓別町	1486		音更町	1999				
旭川市	0041		七飯町	0637		月形町	1106		中頓別町	1494		士幌町	2005				
室蘭市	0058		鹿部町	0686		*浦臼町	1114		枝幸町	1502		上士幌町	2013				
釧路市	0066		森町	0702		*新十津川町	1122		豊富町	1528		鹿追町	2021				
帯広市	0074		八雲町	0710		妹背牛町	1130		礼文町	1536		新得町	2039				
北見市	0082		長万部町	0728		株父別町	1148		礼尻町	1544		清水町	2047				
夕張市	0090		<b>檜山振興局</b>			*雨竜町	1155		利尻富士町	1551		芽室町	2054				
岩見沢市	0108		江差町	0736		北竜町	1163		<b>オホーツク総合振興局</b>			中札内村	2062				
網走市	0116		上ノ国町	0744		沼田町	1171		大空町	1577		更別村	2070				
留萌市	0124		厚沢部町	0751		<b>上川総合振興局</b>			美幌町	1585		大樹町	2096				
苫小牧市	0132		乙部町	0769		幌加内町	1189		津別町	1593		広尾町	2104				
稚内市	0140		奥尻町	0793		鷹栖町	1197		斜里町	1601		幕別町	2112				
美瑛市	0157		せたな町	0819		★東神楽町	1205		清里町	1619		池田町	2120				
芦別市	0165		今金町	0827		当麻町	1213		小清水町	1627		豊頃町	2138				
江別市	0173		<b>後志総合振興局</b>			比布町	1221		訓子府町	1643		本別町	2146				
赤平市	0181		※島牧村	0835		愛別町	1239		置戸町	1650		足寄町	2153				
紋別市	0199		寿都町	0843		上川町	1247		佐呂間町	1676		陸別町	2161				
士別市	0207		※黒松内町	0850		★東川町	1254		遠軽町	1700		浦幌町	2179				
名寄市	0215		※蘭越町	0868		★美瑛町	1262		湧別町	1742		<b>釧路総合振興局</b>					
三笠市	0223		※二セコ町	0876		上富良野町	1270		滝上町	1759		釧路町	2187				
根室市	0231		※真狩村	0884		中富良野町	1288		興部町	1767		厚岸町	2195				
千歳市	0249		※留寿都村	0892		南富良野町	1296		西興部村	1775		浜中町	2203				
滝川市	0256		※喜茂別町	0900		占冠村	1304		雄武町	1783		標茶町	2211				
砂川市	0264		※京極町	0918		和寒町	1312		<b>胆振総合振興局</b>			弟子屈町	2229				
*歌志内市	0272		※俱知安町	0926		剣淵町	1320		豊浦町	1791		鶴居村	2245				
深川市	0280		※共和町	0934		下川町	1353		洞爺湖町	1809		白糠町	2252				

\*の保険者は空知中部広域連合、★の保険者は大雪地区広域連合、※の保険者は後志広域連合である。

# 後期高齢者医療 保険者番号 一覧

※ 保険者番号は、「法別番号39」及び「都道府県番号01」を省略しております。

保険者名	保険者番号	保険者名	保険者番号	保険者名	保険者番号	保険者名	保険者番号	保険者名	保険者番号	保険者名	保険者番号
<b>市【35】</b>		<b>石狩振興局【2】</b>		積丹町	4 0 5 5	美深町	4 6 9 1	雄武町	5 6 3 1	浦幌町	6 4 9 8
札幌市	右下欄参照	当別町	3 0 3 2	古平町	4 0 6 3	音威子府村	4 7 0 9	大空町	5 6 4 9	<b>釧路総合振興局【7】</b>	
函館市	2 0 2 6	新篠津村	3 0 4 0	仁木町	4 0 7 1	中川町	4 7 1 7	<b>胆振総合振興局【7】</b>		釧路町	6 6 1 3
小樽市	2 0 3 4	<b>渡島総合振興局【9】</b>		余市町	4 0 8 9	幌加内町	4 7 2 5	豊浦町	5 7 1 4	厚岸町	6 6 2 1
旭川市	2 0 4 2	松前町	3 3 1 3	赤井川村	4 0 9 7	<b>留萌振興局【7】</b>		壮瞥町	5 7 5 5	浜中町	6 6 3 9
室蘭市	2 0 5 9	福島町	3 3 2 1	<b>空知総合振興局【14】</b>		増毛町	4 8 1 6	白老町	5 7 8 9	標茶町	6 6 4 7
釧路市	2 0 6 7	知内町	3 3 3 9	南幌町	4 2 3 8	小平町	4 8 2 4	厚真町	5 8 1 3	弟子屈町	6 6 5 4
帯広市	2 0 7 5	木古内町	3 3 4 7	奈井江町	4 2 4 6	苫前町	4 8 3 2	洞爺湖町	5 8 4 7	鶴居村	6 6 7 0
北見市	2 0 8 3	七飯町	3 3 7 0	上砂川町	4 2 5 3	羽幌町	4 8 4 0	安平町	5 8 5 4	白糠町	6 6 8 8
夕張市	2 0 9 1	鹿部町	3 4 3 8	由仁町	4 2 7 9	初山別村	4 8 5 7	むかわ町	5 8 6 2	<b>根室振興局【4】</b>	
岩見沢市	2 1 0 9	森町	3 4 5 3	長沼町	4 2 8 7	遠別町	4 8 6 5	<b>日高振興局【7】</b>		別海町	6 9 1 0
網走市	2 1 1 7	八雲町	3 4 6 1	栗山町	4 2 9 5	天塩町	4 8 7 3	日高町	6 0 1 9	中標津町	6 9 2 8
留萌市	2 1 2 5	長万部町	3 4 7 9	月形町	4 3 0 3	<b>宗谷総合振興局【9】</b>		平取町	6 0 2 7	標津町	6 9 3 6
苫小牧市	2 1 3 3	<b>檜山振興局【7】</b>		浦臼町	4 3 1 1	猿払村	5 1 1 0	新冠町	6 0 4 3	羅臼町	6 9 4 4
稚内市	2 1 4 1	江差町	3 6 1 0	新十津川町	4 3 2 9	浜頓別町	5 1 2 8	浦河町	6 0 7 6	北海道後期高齢者医療広域連合 0 0 0 4	
美瑛市	2 1 5 8	上ノ国町	3 6 2 8	妹背牛町	4 3 3 7	中頓別町	5 1 3 6	様似町	6 0 8 4		
芦別市	2 1 6 6	厚沢部町	3 6 3 6	秩父別町	4 3 4 5	枝幸町	5 1 4 4	えりも町	6 0 9 2		
江別市	2 1 7 4	乙部町	3 6 4 4	雨竜町	4 3 6 0	豊富町	5 1 6 9	新ひだか町	6 1 0 0		
赤平市	2 1 8 2	奥尻町	3 6 7 7	北竜町	4 3 7 8	礼文町	5 1 7 7	<b>十勝総合振興局【18】</b>		<b>札幌市(各区)【10】</b>	
紋別市	2 1 9 0	今金町	3 7 0 1	沼田町	4 3 8 6	利尻町	5 1 8 5	音更町	6 3 1 6		
士別市	2 2 0 8	せたな町	3 7 1 9	<b>上川総合振興局【19】</b>		利尻富士町	5 1 9 3	士幌町	6 3 2 4	中央区	1 0 1 0
名寄市	2 2 1 6	<b>後志総合振興局【19】</b>		鷹栖町	4 5 2 7	幌延町	5 2 0 1	上士幌町	6 3 3 2	北区	1 0 2 8
三笠市	2 2 2 4	島牧村	3 9 1 7	東神楽町	4 5 3 5	<b>オホーツク総合振興局【15】</b>		鹿追町	6 3 4 0	東区	1 0 3 6
根室市	2 2 3 2	寿都町	3 9 2 5	当麻町	4 5 4 3	美幌町	5 4 3 3	新得町	6 3 5 7	白石区	1 0 4 4
千歳市	2 2 4 0	黒松内町	3 9 3 3	比布町	4 5 5 0	津別町	5 4 4 1	清水町	6 3 6 5	豊平区	1 0 5 1
滝川市	2 2 5 7	蘭越町	3 9 4 1	愛別町	4 5 6 8	斜里町	5 4 5 8	芽室町	6 3 7 3	南区	1 0 6 9
砂川市	2 2 6 5	二セコ町	3 9 5 8	上川町	4 5 7 6	清里町	5 4 6 6	中札内村	6 3 8 1	西区	1 0 7 7
歌志内市	2 2 7 3	真狩村	3 9 6 6	東川町	4 5 8 4	小清水町	5 4 7 4	更別村	6 3 9 9	厚別区	1 0 8 5
深川市	2 2 8 1	留寿都村	3 9 7 4	美瑛町	4 5 9 2	訓子府町	5 4 9 0	大樹町	6 4 1 5	手稲区	1 0 9 3
富良野市	2 2 9 9	喜茂別町	3 9 8 2	上富良野町	4 6 0 0	釿戸町	5 5 0 8	広尾町	6 4 2 3	清田区	1 1 0 1
登別市	2 3 0 7	京極町	3 9 9 0	中富良野町	4 6 1 8	佐呂間町	5 5 2 4	幕別町	6 4 3 1		
恵庭市	2 3 1 5	俱知安町	4 0 0 6	南富良野町	4 6 2 6	遠軽町	5 5 5 7	池田町	6 4 4 9		
伊達市	2 3 3 1	共和町	4 0 1 4	占冠村	4 6 3 4	湧別町	5 5 9 9	豊頃町	6 4 5 6		
北広島市	2 3 4 9	岩内町	4 0 2 2	和寒町	4 6 4 2	滝上町	5 6 0 7	本別町	6 4 6 4		
石狩市	2 3 5 6	泊村	4 0 3 0	剣淵町	4 6 5 9	興部町	5 6 1 5	足寄町	6 4 7 2		
北斗市	2 3 6 4	神恵内村	4 0 4 8	下川町	4 6 8 3	西興部村	5 6 2 3	陸別町	6 4 8 0		

令和6年1月1日現在